

宮城県小口事業資金融資制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、小規模企業者が事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、経営の安定に寄与することを目的とする。

なお、本制度は、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象とする。

(定義)

第2 この要綱において「小規模企業者」とは、次に掲げる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者をいう。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

(資金措置等)

第3 県は、この制度を円滑に実施するため、予算で定められた金額を配分計画に基づき、取扱金融機関に預託するものとする。

2 県から資金の預託を受けた取扱金融機関は、預託金に対し別に知事が定める協調倍率を乗じた額以上の融資を行うものとする。

(融資の対象)

第4 この融資の対象は、県内に事業所を有し、かつ、事業を営んでいる小規模企業者であって、本制度の融資を受けることにより経営の安定を図れる見通しのあるものとする。

(融資の条件)

第5 融資の条件は次のとおりとする。

- (1) 限度額 一企業 2,000万円
(既存の宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）と合算して2,000万円の範囲内とする。)

- | | | | |
|-----|------|----------------|------------------|
| (2) | 融資期間 | 運転資金 | 7年以内（うち据置期間1年以内） |
| | | 設備資金 | 7年以内（うち据置期間1年以内） |
| (3) | 融資利率 | 長期資金（1年を超えるもの） | 年1.85% |
| | | 短期資金（1年以内のもの） | 年1.45% |

ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号に定める特定中小企業者として市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、年1.30%とする。

また、環境配慮型経営に係る第三者認証（国際標準化機構（ISO）が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、みちのく環境管理規格認証機構が定めるみちのく環境管理規格。以下同じ。）を取得している小規模企業者、県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している小規模企業者及び経営指導員による経営指導を受けて融資を受けた小規模企業者にあつては、上に掲げる利率から0.10%を減ずるものとする。この場合、当該認証を重複して取得している場合及び経営指導を受けた場合でも、割引率は最大0.10%とする。

- | | | |
|-----|-------|----------------------|
| (4) | 償還方法 | 割賦又は一時払 |
| (5) | 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| (6) | 担保 | 原則として不要 |
| (7) | 信用保証料 | 信用保証付とし、保証料は協会所定とする。 |

（資金の用途）

第6 資金の用途は、事業上の設備資金又は運転資金とする。

（取扱金融機関）

第7 取扱金融機関は、知事と別途覚書を取り交わした金融機関とする。

（融資の手続）

第8 経営指導員による経営指導を受けて融資を受けようとするものは、各認証の写し（第5の（3）の割引きを受ける場合）を添えて、融資申込書（様式第1号）を事業所を管轄する商工会議所会頭又は商工会会長に提出するものとする。

2 融資の申し込みを受けた商工会議所会頭又は商工会会長は、融資あっせん書（様式第2号）により取扱金融機関に融資あっせんするものとする。

3 融資のあっせんを受けた取扱金融機関は、取扱金融機関所定の方法により速やかに融資の可否を決定し、融資を行うものとする。

4 小規模企業設備導入診断を受けて融資を受けようとするものは、各認証の写し（第5の（3）の割引きを受ける場合）及び診断書を添付の上、取扱金融機関所定の手続きで申し込むものとする。

5 上記以外の場合は、各認証の写し（第5の（3）の割引きを受ける場合）を添えて、取扱金融機関所定の手続きで申し込むものとする。

(報告)

- 第9 第8第3号により融資を行った取扱金融機関の支店は、融資状況を融資実行通知書(様式第3号)によりその都度取扱商工会議所会頭又は商工会会長に報告するものとする。
- 2 取扱金融機関の本店(県外に本店のある取扱金融機関にあつては、別途知事に届け出た幹事支店)は、毎月の各支店の融資状況を取りまとめ(商工会議所及び商工会取扱分を合算)、融資状況報告書(様式第4号)により翌月10日まで宮城県商工会連合会会長に報告するものとする。
- 3 商工会議所会頭及び商工会会長は、当該支店からの融資実行通知書に基づき融資あつせん報告書(様式第5号)により、その都度宮城県商工会議所連合会会長及び宮城県商工会連合会会長に報告するものとする。
- 4 協会は、毎月の融資状況について、翌月20日までに知事あて報告するものとする。

(協議)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、知事とその都度取扱金融機関及び協会と協議して定めるものとする。

(事業実施)

- 第11 各事業年度におけるこの制度の実施に関しては、別途知事と取扱金融機関とが取り交わす覚書に基づくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月12日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 宮城県小規模事業資金融資制度要綱(平成5年7月5日施行)は、廃止する。
- 4 この要綱の施行前に、宮城県小規模事業資金融資制度要綱に基づいて融資された貸付金については、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る資金に適用する。
- 1 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月18日から施行し、令和元年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月17日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。